

和光市保育園保育料等検討委員会報告書

平成23年1月21日

和光市保育園保育料等検討委員会

平成23年1月21日

和光市長 松本 武洋 様

和光市保育料等検討委員会
委員長 石田 清
副委員長 郡司 孝行
委員 岡本 壮平
委員 斉藤 千春
委員 野宗 玲子
委員 篠田 美恵子
委員 土田 憲久
委員 小澤 紀代枝
委員 安井 和男

和光市保育園保育料等検討委員会の検討報告について（報告）

1 保育料見直しの背景

和光市では、0歳児保育、延長保育の全園実施をはじめ、病後児、一時保育、年末保育、休日保育など様々な保育サービスの充実に努めるとともに他市よりも厚い職員配置基準を設け保育を実施しています。

また、保育所入所待機児童対策として、平成17年3月策定の「和光市次世代育成支援行動計画」における平成21年度までの通常保育事業の計画目標定員数875名を75名上回る定員950名の整備（平成18年和光駅前保育園、下新倉みどり保育園、平成19年ハレルヤ保育園、平成20年ゆめの木保育園と3年間で4園（定員230名）の開設支援）を実施しています。

今年度は、増加する待機児童対策として、緊急的に丸山台三丁目の市有地を活用し、平成23年4月開園予定の（仮称）丸山台三丁目保育園の施設整備の開設支援をしています。

市の保育運営に関する歳入面では、三位一体改革により、平成16年度から公立保育所の保育所運営費が一般財源化されたことにより、普通交付税不交付団体の当市においては、平成16年度の保育所運営費歳入は、前年度より約1億7,900万減額となりその分が市の持ち出しとなっております。

さらに、平成19年の税源移譲の影響は、新園の開園により児童数が増加したことから、平成20年度の保育料調定額は3億135万円と前年度より820万6千円の減額に止まっているものの、児童数の増加がなければ、実質の影響額は約2,370万の歳入減となっております。

このような背景から、今後においても、新園整備を始めとする待機児童対策や新たな保育サービスを進めていくためには、経費が必要となることから、昭和63年に保育料徴収基準額表を改定して以来、23年間改定をしていない保育料の徴収基準額表の見直しを実施することとしたものです。

2 検討委員会での検討事項

(1) 保育料徴収基準表の見直しについて

ア 国の保育所徴収金(保育料)基準額表の改正(第8階層区分の新設)に伴う新たな高額階層区分の設定

イ 上記階層設定に伴い、現行の市保育料基準額表の「3歳未満児D10階層以上、3歳児及び4歳以上児のD5階層以上」の階層細分化と応能負担による保育料額の見直し

ウ 国の保育所徴収金(保育料)基準額表の多子軽減の実施

実施した場合の影響額約1,013万7千円の減額(今年度保育料調定における見込み額)

(2) 公設保育園における特別保育保育料の見直しについて

ア 延長保育料金

イ 一時保育保育料金

ウ 休日保育、年末保育、病後児保育保育料金

3 改定の基本的考え方について

(1) 保育料徴収基準額表について

ア 階層区分について

現行の保育料基準額表で最高額となっている3歳未満児のD10階層以上、3歳児及び4歳以上児のD5階層以上について、応能負担の観点から保育料の見直し並びに国の保育所徴収金(保育料)基準額表の改正に伴い新たな高額階層区分(734,000円以上)の設定をし、D階層について、階層の細分化を実施し現行の12階層を16階層まで階層区分を増やす。

イ 多子軽減の実施について

現行の保育料基準額表では、第1子全額、第2子半額ただし3歳未満児

のD7階層以上については3割軽減、第3子では、第2子と同様としているが、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（平成22年4月12日厚生労働省発雇児0412第3号改正現在）の第4「徴収金（保育料）基準額表備考4」に準じ第1子全額、第2子半額、第3子無料とする。

これを適用することによる影響額は、平成22年度の保育料調定見込み額約3億1,834万8千円に対し、この多子軽減を実施した場合、約3億821万1千円となり、約1,013万7千円の歳入減となる見込み。

ウ 改定率について

現行の保育料徴収基準額表で、4市最高額となっているC階層（A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯）については、現行保育料のまま据え置く。

D階層について、改定案として、改定案1（5%程度UP）、改定案2（10%程度UP）、改定案3（15%程度UP）の3案を提示し、多子軽減実施後に税源移譲時の保育料影響額2,370万以上の増収を図ることを前提に改定率を検討。

エ B階層の3歳以上児における保育料徴収について

和光市においては、主食代を徴収していないことから、主食代相当分程度の保育料を実費徴収することを検討。

※主食代の徴収については、朝霞市、新座市のように別途徴収するのではなく、志木市のように保育料に含める。

(2) 公設園の特別保育事業保育料

ア 延長保育料

和光市の公設園全園で、18時から20時までの延長保育を実施しており、現行の延長保育料金で、月額利用の場合、2時間利用者で3歳未満児4,000円、3歳以上児2,000円の料金であり、現在の料金体系では、延長保育時に提供している軽食・夜食の費用について、保護者負担を求めていることや市内民設園との料金格差が、3歳未満児で2倍、3歳以上児で1.5倍と生じていることから、民設園との料金バランスを考慮し検討。

イ 一時保育の保育料金

みなみ、しらこ、しもにいくら保育園の3園で、実施しており、今回の見直しでは、現行の保育料金に昼食代・おやつ代相当の金額を加算することについて検討。

ウ 休日保育、年末保育、病後児保育の保育料金

休日保育及び病後児保育は、みなみ保育園で、年末保育は、にいくら保育園で実施しており、今回の見直しでは、現行の保育料金に昼食代・おやつ代相当の金額を加算することについて検討。

ただし、病後児保育については、認可保育園在園者の利用は無料であるため、認可保育園在園者以外の利用の場合について検討。

4 委員会としての具体的な検討内容について

(1) 保育料徴収基準額表について

ア 階層区分について

国の保育所徴収金(保育料)基準額表の改正に伴い新たな高額階層区分(734,000円以上)を新たに設定することは、今後の改正においても、国の保育所徴収金(保育料)基準額表の改正を目安とする必要があることから、設定することが望ましい。

D階層について細分化を実施し現行の12階層を16階層まで階層区分を増やすことは、現行の市保育料基準額表の「3歳未満児D10階層以上、3歳児及び4歳以上児のD5階層以上」を細分化することにより、応能負担による保育料額の見直しが可能である。

上記、検討を踏まえ、階層をA階層からD16階層とする意見で一致した。

イ 多子軽減の実施について

現行の保育料基準額表では、第1子全額、第2子半額ただし3歳未満児のD7階層以上については3割軽減、第3子については、第2子同様の取り扱いとなっているが、これを「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(平成22年4月12日厚生労働省発雇児0412第3号改正現在)の第4 徴収金(保育料)基準額表備考4に準じ第1子全額、第2子半額、第3子無料とする。」ことについては、保育園へ入園している子を3人持つ世帯は、少ないものの、3歳未満児におけるD7階層以上については、現在3割軽減であり、これを他の階層同様に5割軽減とすることは、保護者の負担減を図る上でも実施するべきである。

上記、検討を踏まえ、多子軽減について実施する意見で一致した。

ハ 改定率について

改定率については、改定案として、改定案1(5%程度UP)、改定案2(10%程度UP)、改定案3(15%程度UP)の3案を提示されたが、

児童福祉法第56条（費用の徴収及び負担）の規定により、「・・・保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育料をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施における児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とされていること及び長年改定してこなかった経緯、税源移譲に対応しなかったことから、本来なすべき改定がされていなかったことによる歳入減に対する視点から、税源移譲における影響額2,370万を上回る改定案2を基本とし議論を進めた。

示された案では、新たに設定するD16階層において、3歳未満児が、現行の54,870円から63,000円と上昇率114.8%、金額で8,130円上がり、3歳児が、現行の23,210円から29,500円と上昇率127.1%、金額で6,290円上がり、4歳以上児が、現行の19,050円から25,000円と上昇率131.2%、金額で5,950円上がることから、最高額及び上げ幅を見直すべきとの意見が出された。

また、急激な改定とならないよう、多子軽減の実施及び税源移譲による影響の範囲内での改定をすべきとの意見が出された。

そのため、最高額を抑え間差額も見直した改定案とすることで意見が一致した。

ニ B階層の3歳以上児における保育料徴収について

今まで、主食代については、公設園、民設園を含め和光市では、徴収していないが、保育料に含むという考えを明確にする意味でも、B階層の3歳以上児において保育料を徴収することとした。

(2) 公設園の特別保育事業保育料

ア 延長保育料

3歳未満児、3歳以上児の年齢区分の撤廃と30分単位での料金設定について2案を提示し検討を進めたが、年齢区分の撤廃により、3歳以上児については、提示されている案1でも3倍以上になること、延長保育においても、低年齢児は高年齢児より保育士の対人数では多いことから、年齢区分は現行のままとし30分単位の料金設定をし、1時間当たり1,000円の値上げを目安とすることで意見が一致した。

イ 一時保育の保育料金

現行の保育料金に昼食・おやつ相当の金額を付加することについては、金額の妥当性について意見が出されたが、加算することで意見が一致した。

ウ 休日保育、年末保育、病後児保育の保育料金

休日保育、年末保育、病後児保育についても、一時保育と同様に金額の妥当性について意見が出されたが、加算することとした。

ただし、病後児保育については、認可保育園在園者の利用は、無料であるため、認可保育園在園者以外の保育料について、加算することで意見が一致した。

5 結論

1 保育料徴収額基準表（保育料）

現行のD階層を細分化し、最高階層をD 1 2階層からD 1 6階層への変更、多子軽減の実施、B階層の3歳以上児における保育料徴収を盛り込み、修正提案された案（別添）を保育園保育料等検討委員会の改定案とする。

なお、平成23年度から実施される年少扶養親族に対する扶養控除廃止（保育料額の影響年度は平成24年度）については、今回の検討委員会の中では、影響を考慮しない前提で検討していることから、今後の国の動向を踏まえ、適切に対応をされたい。

2 公設園の特別保育事業保育料

(1) 延長保育料

公設園における延長保育料については、現行の年齢区分はそのままとし、新たに30分単位での料金設定をする案（別添）といたしました。

(2) 一時保育保育料

公設園で実施している一時保育の保育料については、昼食、おやつ代相当分の金額として、200円を現行の保育料金に加算する案といたしました。

(3) 休日保育、年末保育、病後児保育保育料

上記、一時保育と同様に200円を現行の保育料金に加算する案といたしました。

ただし、病後児保育については、認可保育園在園者の利用は、無料であるため、認可保育園在園者以外の保育料について加算する案といたしました。

6 今後の課題

今回の保育料の見直しについては、23年間改定をしてこなかった市の対応について、厳しい意見も出されていることから、今後は、定期的な見直しの機会を設け、検討する必要があると考えられます。

また、年少扶養親族に対する扶養控除廃止による保育料への影響は、控除を受けていた扶養人数によっては、2階層以上保育料の階層が上がることも想定され、保護者に与える負担増は非常に大きいものと見込まれます。

委員会としての改定案を決定する上でも、扶養控除廃止に伴う保育料への影響について、強い懸念を示されていることから、国の動向を踏まえ、適切に対応する必要があると考えられます。

※ 和光市保育園保育料等検討委員会の開催状況

第1回検討委員会 平成22年10月 8日(金) 午後7時30分から

議題：(1) 保育料改定の背景について

(2) 委員会における検討事項について

(3) 保育料徴収基準額表改定案について

(4) 公設園における特別保育事業について

第2回検討委員会 平成22年11月 5日(金) 午後7時30分から

議題：(1) 保育料徴収基準額表改定案について

第3回検討委員会 平成22年11月19日(金) 午後7時30分から

議題：(1) 保育料徴収基準額表改定案について

(2) 延長保育料金について

(3) 一時保育等特別保育事業保育料について

第4回検討委員会 平成23年 1月21日(金) 午後7時30分から

議題：(1) 保育料等検討委員会報告書(案)について